

(仮称) 新高花学校給食センター建設事業設計業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、(仮称) 新高花学校給食センター建設事業の設計業務委託に係る契約の相手方となる受託候補者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

(仮称) 新高花学校給食センター建設工事設計業務委託

(2) 業務内容

(仮称) 新高花学校給食センター建設事業に係る基本設計及び実施設計に関する業務

(3) 設計業務の実施に関する明細等

印西市公共建築設計業務委託特記仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の翌日から令和4年9月16日まで

(5) 契約方法

ア 債務負担行為を設定し、令和3年度中に随意契約により契約締結を予定する。

契約限度額は、43,098千円(消費税相当額込み)とする。なお、令和3年度の支払い限度額は13,992千円とする。

イ 令和4年度において所要の予算額について減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除する場合がある。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を満たすものとする。

(1) 印西市入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)(建築関係コンサルタント業務:建築一般)に登録がある者であること。

(2) 千葉県内に本店又は支店等を有すること。

(3) 印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成27年3月31日告示第69号)に基づく指名停止を当該業務の公告の日から契約締結までの間、受けていない者であること。

(4) 次に掲げる事項に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年5月3日号外政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 会社更生法(平成14年12月13日号外法律第154号)の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

ウ 民事再生法(平成11年12月22日号外法律第225号)の適用申請した者で同法

に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

エ 印西市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年告示第95号）の別表に規定する措置要件に該当する者

(5) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の3第1項に基づく一級建築士事務所登録簿に登録されていること。

(6) 過去10年間に於いて本業務と同種の設計業務を直接受注した完了実績を有していること。

なお、同種の設計業務とは、地方公共団体が発注する1日当たり2,000食以上の学校給食センターの新築工事に係る実施設計業務とする。

(7) 管理技術者について、以下の基準を満たすこと。

ア 本業務に管理技術者として、一級建築士の資格を有している者を配置すること。

イ 配置する管理技術者は、過去10年間に於いて、1日当たり2,000食以上の調理能力を有する学校給食センターの新築工事に係る実施設計業務の完了実績を有すること。

ウ 配置する管理技術者は、参加申込書の受付日前日までに3か月以上の雇用関係があること。

(8) 建築意匠、電気設備、機械設備、厨房設備の各分野の担当技術者を一名以上配置すること。また、管理技術者が担当技術者を兼務することは認めない。

(9) HACCP基準及び学校給食衛生管理基準を満たすため、本業務に担当技術者（厨房設備）として、管理栄養士及び一級厨房設備施工技能士の資格を有している者を配置すること。なお、参加申請者との雇用関係は問わない。また、二つの資格を有する担当者を配置しても良い。

(10) 原則として、契約時に申込時の管理技術者及び担当技術者を変更することはできない

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおり予定する。

内容	日程
(1) 実施の公告	令和3年8月18日（水）
(2) 参加資格及び一次審査に関する質問書の提出期間	令和3年8月19日（木）～8月25日（水） 午後4時まで
(3) 参加資格及び一次審査に関する質疑回答期限	令和3年8月31日（火）
(4) 参加申込書及び一次審査資料の提出期間	令和3年8月19日（木）～9月6日（月）
(5) 参加資格の確認及び一次審査結果通知	令和3年9月14日（火）
(6) 技術提案書に関する質問書の提出期間	令和3年9月15日（水）～9月22日（水） 午後4時まで

(7) 技術提案書に関する質疑回答期限	令和3年9月29日(水)
(8) 技術提案書の提出期間	令和3年10月11日(月)～10月13日(水)
(9) プレゼンテーションの実施	令和3年10月20日(水)
(10) 技術提案書及びプレゼンテーションによる提案内容の評価、優先交渉権者の決定	令和3年10月22日(金)
(11) 結果の通知	令和3年10月25日(月)
(12) 契約締結予定日	令和3年11月5日(金)

5 質疑及び回答

(1) 受付方法

本プロポーザルの実施に関する質問については、質問書(様式5又は様式10)を電子メールに添付し「15 事務局」宛てに送信したうえ、着信確認の電話連絡をすること。

(2) 回答方法

印西市ホームページへ掲載する。

(3) その他

ア 電話又は、口頭による質問、指定の様式によらない質問書は受け付けない。

イ 電子メールの件名は、「プロポーザル参加資格及び一次審査に関する質問」又は「プロポーザル技術提案書に関する質問」とすること。

ウ 指定の様式は、市ホームページからダウンロードすること。

6 参加資格の手続き(参加資格及び一次審査)

(1) 提出期間

令和3年8月19日(木)から令和3年9月6日(月)まで(土・日曜日を除く。)

受付時間は、午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出先

「15 事務局」宛てに提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。ただし、郵送の場合においては、事務局への送達が可能である書留等によるものとし、提出期間最終日の午後4時までに事務局に到達したものを有効とする。

(4) 提出書類

ア 参加申込書兼一次審査書類提出書【様式1】

イ 会社概要【様式2】

ウ 設計業務の実績【様式3】

エ 設計に係る業務体制【様式4】

様式	サイズ	枚数	摘要
様式4	A4タテ	4枚以内	管理技術者、各担当技術者の資格、実績等について記載すること。尚、同種の業務実績とは、当該業務の役割分担と同等のものを対象とし、補助的に担当したものは対象としない。

(5) 提出部数

書類名	提出部数	内容
ア 正本	1部	(4) ア～エ
イ 副本	15部	(4) ア～エ (アは正本の写し)
ウ 電子データ	1部	(4) ア～エ ※提出用電子媒体はCD-Rとする。

(6) その他

ア 指定の様式によらないもの及び必要書類が整っていないものは、一切受け付けない。

イ 指定の様式は、市ホームページからダウンロードすること。

7 審査方法

一次審査については庁内に設置する「(仮称)新高花学校給食センター建設事業設計業者選定プロポーザル審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)において、別添1. 審査基準(一次審査用)に基づき審査し、上位5者を選定する。

8 参加資格の確認及び一次審査結果通知

参加申込書兼一次審査書類提出書を提出した者には、令和3年9月14日(火)までに審査結果を電子メールで回答する。

9 二次審査

技術提案書は、9(4)提出書類アからカにより構成するものとする。

(1) 提出期間

令和3年10月11日(月)から令和3年10月13日(水)まで

受付時間は、午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出先

「15 事務局」宛てに提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。ただし、郵送の場合においては、事務局への送達が可能である書留等によるものとし、提出期間最終日の午後4時までに事務局に到達したものを有効とする。

(4) 提出書類

ア 技術提案書類提出書

様式	サイズ	枚数	摘要
様式6	A4タテ	1枚	定型様式のとおり

イ 二次審査出席者一覧

様式	サイズ	枚数	摘要
様式7	A4タテ	1枚	二次審査の出席者を記載すること。出席者は5人以内とし、出席者のうち技術提案の説明者は6(4)エにおいて本業務を担当する者として記載したものが行うものとする。

ウ 技術提案書表紙

様式	サイズ	枚数	摘要
様式8	A3ヨコ	1枚	定型様式のとおり

エ 技術提案書概要

様式	サイズ	枚数	摘要
様式9	A4タテ	4枚以内	本プロポーザルにおける技術提案の概要を様式内の注記を参考に記載すること。

オ 技術提案書

(ア) 土地利用計画【任意様式・サイズ：A3ヨコ】

書類名	枚数	摘要
① 敷地配置計画	1枚	外部動線、敷地利用における配慮事項について、図面を作成し、図面に記載すること。 車両動線、車両と人の動線を図で示すこと。 延床面積、外構、車庫、駐車台数を図面に記載すること。 除害施設、受電設備その他屋外に配置すべき設備の配置場所を図で示すこと。

(イ) 平面計画【任意様式・サイズ：A3ヨコ】

書類名	枚数	摘要
② 各階平面図	2枚以内	各階の平面図に、汚染作業区域・非汚染作業区域・一般区域等の衛生区分、提案のポイントを記載すること。
③ 作業動線等	1枚以内	人員、食材の動線を記載すること。また、各作業区域における人員配置を図で示すこと。

(ウ) 厨房機器計画【任意様式・サイズ：A3ヨコ】

書類名	枚数	摘要
④ 厨房機器計画	1枚以内	厨房機器の作業性や効率性などの考え方や熱源の選択根拠を記載すること。

(エ) コスト縮減等【任意様式・サイズ：A3ヨコ】

書類名	枚数	摘要
① 施設及び厨房機器改修計画	2枚以内	ライフサイクルコスト低減の方策及び厨房機器更新や改修工事に関する提案を記載すること。

(オ) 環境計画【任意様式・サイズ：A3ヨコ】

書類名	枚数	摘要
① 環境提案	2枚以内	環境負荷低減に向けた取り組みに関する提案を記載すること。

(カ) 追加提案【任意様式・サイズ：A3ヨコ】

書類名	枚数	摘要
① 追加提案	2枚以内	上記以外の独自提案及び施設整備スケジュール提案等を記載すること。

カ 本業務に係る見積書【任意様式・サイズ：A4タテ】

(5) 提出部数

書類名	提出部数	内容
ア 正本	1部	(4) ア～カ
イ 副本	15部	(4) ア～カ (アは正本の写し)
ウ 電子データ	1部	(4) ア～カ ※提出用電子媒体はCD-Rとする。

(6) その他

- ア 9 (4) 提出書類に記載する書類以外の書類及び図面等は受理しない。
- イ 提出期限までに技術提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- ウ 指定の様式は、市ホームページからダウンロードすること。
- エ 「10 技術提案書作成要領」に従って作成すること。

10 技術提案書作成要領

(1) 共通事項

- ア 様式及び資料の枚数は、「9 (4) 提出書類」に示すとおりとする。カラー可、裏面使用不可とする。
- イ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。

(2) 「9 (4) 提出書類」オ技術提案書について

- ア 技術提案内容は文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。また、本文の文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。本文以外の補足説明文については、9ポイント以上とする。明らかに文字サイズが小さいと判断された場合は減点する場合がある。余白、行数、文字数、フォントの設定は自

由とする。

イ 視覚的表現については、文章を補完するイラストやイメージ図程度とすること。

(3) 資料提供

ア 貸出資料

資料3 (仮称) 印西町学校給食センター地質調査委託報告書 (昭和58年2月)

イ 閲覧・貸出期間

令和3年8月19日(木)から令和3年10月13日(水)まで(土・日曜日、祝日を除く。午前9時から午後4時までとする。)

ウ 閲覧場所

「15 事務局」にて閲覧すること。

エ その他

資料の閲覧・貸出を希望する者は、「15 事務局」に申し込むこと。貸出は予約制とし、1日を限度として貸出を行うものとする。

11 提案内容の審査及び結果通知

(1) 提出された技術提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるため、二次審査としてプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーション資料は「9 (4) 提出書類」のみとし、追加資料の使用は認めない。

ア 実施日 令和3年10月20日(水)

(詳細な時間、方法等については、事前に代表者宛に通知する。)

イ 実施場所

印西市役所 41会議室

ウ プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

(注) プレゼンテーションは、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対面による方式に替えて、Web会議等で実施する可能性もあります。詳細については、決定次第、参加申込者に通知等します。

(2) 技術提案書及びプレゼンテーションを基に審査委員会において審査する。

ア 各評価者は、提案内容を評価項目ごとに評価する。

イ 各評価者の評価結果を集計・審査し、優先交渉権者、準優先交渉権者を決定する。なお、別添2 審査基準に記載の最低基準点を超えない提案者は失格とする。

ウ 技術提案書及びプレゼンテーションによる各評価項目の配点は、別添2. 審査基準(二次審査用)のとおりとする。

エ 審査は非公開とする。

(3) 審査結果については、審査委員会終了後速やかに公表するとともに、すべての参加者に対して参加申込書に記載したメールアドレス宛てに電子メールで次のとおり審査結果等を通知する。

- ア 優先交渉権者及び準優先交渉権者として選定された者に対しては、その旨を当該参加者の代表者宛てに通知する。
- イ 優先交渉権者及び準優先交渉権者として選定されなかった者に対しては、その旨を当該参加者の代表者宛てに通知する。
- ウ 上記イの通知を受けた者は、審査結果の通知日の翌日から起算して7日以内に書面（様式自由）により説明を求めることができるものとする。また、当該回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に行うものとする。

12 契約締結の協議及び見積

契約締結の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとする。

- (1) 優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や必要な協議を行い、契約締結の交渉を行う。
- (2) 優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。
- (3) 契約手続は、印西市契約事務規則（平成18年3月28日規則第19号）及び関係規程に定めるところによるものとする。

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 提出書類は、原則として公表しない。ただし、印西市情報公開条例（平成12年6月20日条例第24号）に基づく開示請求があった場合は、提案者が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りでない。
- (5) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

14 その他

- (1) 参加申請者が1者のみの場合でも、原則として審査は実施するものとし、審査委員会がその企画提案書等について、本実施要領や仕様書等を満たすと判断した場合は、その1者を優先交渉権者として選定する。
- (2) 合計点が同点の場合は、次の順序で上位者を決定する。
 - ア 二次審査の評価が高い者
 - イ 価格評価が高い者
 - ウ ア、イのいずれも同点の場合は委員会の合議による。
- (3) 本プロポーザルに参加を希望する参加者は、本業務の提案に当たって知り得た

情報等について、一切の事項をいかなる場合も他の者に漏らすことを禁止する。
また、当市から提供する資料についても、他の者に閲覧させること、複写させること及び譲渡することを禁止する。

- (4) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (5) 本プロポーザルの参加申込書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかにその旨と理由を記載した参加辞退届（A4判様式任意）により届け出ること。
- (6) 本プロポーザルの参加者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 審査委員会、事務局関係者に、本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
 - イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 提出する技術提案書について、提出前後に市の許可なしに第三者へ閲覧させた場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合
 - オ 技術提案書に提案者が特定できる語句、記号等を記載した場合
 - カ その他、審査委員会が不適格と認めた場合
- (8) 本業務の主たる部分の再委託は認めないものとする。なお、主たる部分とは、次のとおりとする。
 - ア 建築物の意匠に関する設計
 - イ 意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計
- (9) 市は、審査結果の公表方法として、市ホームページでの公表等を予定している。
- (10) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力により、市は事業及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。
- (11) 本提案競技の過程において前項の事態に至った場合、市は、参加者に対して一切の責任を負わないものとする。
- (12) 本要領に定めのない事項及び本要領により疑義が生じた場合は、審査委員会において協議するものとする。

15 事務局

〒270-1369 千葉県印西市鹿黒南一丁目5番地

印西市教育委員会 印西市中央学校給食センター

電話：0476-33-3316（直通）FAX：0476-45-8700

E-mail：kyusyoku@city.inzai.chiba.jp

別添1 審査基準

審査基準（一次審査用）

	評価項目		配点
提案点	会社概要	<p>有資格者数及び同種の設計業務実績</p> <p>○有資格者数：最大11人まで</p> <p>対象資格</p> <p>一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士</p> <p>○設計業務の実績：最大5件まで</p>	30
	業務体制 管理技術者	<p>管理技術者の資格、設計業務実績及び他業務兼任状況</p> <p>○資格の有無</p> <p>対象資格：</p> <p>一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士</p> <p>※資格を複数持つ場合は、最も配点の高い資格を対象とする。</p> <p>○設計業務の実績：最大3件まで</p> <p>※同種の業務実績は、当該業務の役割分担と同等のものを対象とする。</p> <p>○他業務兼任状況：最大5件まで</p> <p>※手持ち業務の少ない者を評価する。</p>	20
	担当技術者	<p>各担当技術者の資格、同種の設計業務実績及び他業務兼任状況</p> <p>※建築意匠、電気設備、機械設備、厨房設備（管理栄養士、一級厨房設備施工技能士）の担当技術者（最大5名）を対象とする。</p> <p>※担当技術者（厨房設備）を1名とする場合は、各担当技術者4名の記載内容を評価する。</p> <p>○資格の有無</p> <p>対象資格：</p> <p>一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、二級建築士、建築設備士、技術士（本業務に関連するものに限る。）</p> <p>※資格を複数持つ場合は、最も配点の高い資格を対象とする。</p>	60

		<p>○設計業務の実績：最大2件まで</p> <p>※同種の業務実績は、当該業務の役割分担と同等のものを対象とする。</p> <p>※担当技術者（厨房設備）については、設計又は納入に関する実績とする。</p> <p>○他業務兼任状況：最大3件まで</p> <p>※手持ち業務の少ない者を評価する。</p>	
一次審査計			110

別添 2 審査基準

審査基準（二次審査用）

	評価項目		配点	優	良	可
提案点	ア 土地利用計画	建物の配置及び敷地全体の計画	30	30	20	10
	イ 平面計画	配送車両の外部動線や厨房機器の配置、人員及び食材の動線、ゾーニング、アレルギー対応調理ラインの考え方、HACCP の概念及び学校給食衛生管理基準に基づく安全、衛生に対する計画	30	30	20	10
	ウ 厨房機器計画	厨房機器の作業性や効率性などの考え方や熱源の選択根拠	30	30	20	10
	エ コスト縮減等	ライフサイクルコスト低減の方策及び厨房機器更新や改修工事に関する提案	15	15	10	5
	オ 環境計画	環境負荷低減に向けた取り組みに関する提案	15	15	10	5
	カ 追加提案	上記以外の独自提案及び施設整備スケジュールを踏まえた設計履行期間や施工方法の提案	10	10	5	3
見積額	委託上限額の範囲内で価格の低い物から30, 25, 20, 15, 10 点とする。ただし、積算の内訳が適切でない場合と委員会が認めた場合は失格とする		30	30, 25, 20, 15, 10		
二次審査計			160			

最低基準点

一次審査及び二次審査の点数の合計が、総合計点の 5 割に満たない場合は失格とする。

一次審査合計点：110 点

二次審査合計点：160 点

総合計点：270 点

最低基準点：135 点（5 割）

別冊資料等及び様式一覧

1 別冊及び添付資料

資料No.	名称	交付方法
資料1	建築設計業務委託特記仕様書（参考内訳書を含む）	ホームページに掲載
資料2	現況図	ホームページに掲載
資料3	（仮称）印西町学校給食センター地質調査委託報告書（昭和58年2月）	希望者に貸出 （抜粋をホームページに掲載）

2 参加申込及び一次審査に関する様式

様式No.	名称	交付方法
様式1	参加申込書兼一次審査書類提出書	ホームページに掲載
様式2	会社概要	ホームページに掲載
様式3	設計業務の実績	ホームページに掲載
様式4	設計に係る業務体制	ホームページに掲載
様式5	参加資格及び一次審査に関する質問書	ホームページに掲載

3 二次審査に関する様式

様式No.	名称	交付方法
様式6	技術提案書類提出書	ホームページに掲載
様式7	二次審査出席者一覧	ホームページに掲載
様式8	技術提案書表紙	ホームページに掲載
様式9	技術提案書概要	ホームページに掲載
様式10	技術提案書に関する質問書	ホームページに掲載